

【参考】文字列の類似に関する判断基準

本資料では、文字列の類似に関する判断基準の参考として、商標審査基準の例を示す。

商標登録における「類似」に関する判断基準の例

1. 商標の外観、呼称および概念から総合的に判断する。
2. 商標が使用される商品などの主な需要者層(たとえば、専門家、老人、子どもなど)が通常有する注意力を基準として判断する。
3. 文字商標に振り仮名をつける場合は、漢字から生ずる他の自然な呼称と類似する。(「紅梅」「ベニウメ」と「紅梅」「コウバイ」)
4. 長い名称でその一部分に簡略化される可能性がある場合は、原則として簡略化される可能性がある部分のみからなる商標と類似する。(「chrysanthemumbluesky」と「クリサンシムム」又は「フルースカイ」)
5. 需要者の間に広く認識された他人の商標()に文字列や図形などを結合したものはその他人の商標と類似する。

最終消費者に広く認識されたものだけではなく、取引者間や一地方において広く認識された商標も含む。

参考:特許庁Webサイト 商標審査基準 (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)

* 考慮点

- 基準に従った厳正な判断を行うには、大きなコストがかかる